

○ 総務省令第六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 「一〜四 略」 五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局 「(1)〜(4) 略」 18 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準 19 略 20 略 「六〜十二 略」	(特定無線局の無線設備の規格) 第十五条の三 「同上」 「一〜四 同上」 五 「同上」 「(1)〜(4) 同上」 「新設」 18 「同上」 19 「同上」 「六〜十二 同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改 正 後				改 正 前			
(人体にはく露される電波の許容値) 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にはく露される電波の許容値は、次のとおりとする。 一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にはく露される電波の許容値は、次の表の第二欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。				(人体にはく露される電波の許容値) 第十四条の二 「同上」 一 「同上」			
無線局	周波数帯	測定項目	許容値	無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(イ	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体(側頭部及び四肢を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムの任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))	毎キログラム当たり二ワット以下	(1) 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(イ	一〇〇kHz以上六GHz以下	人体(側頭部及び四肢を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムの任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))	毎キログラム当たり二ワット以下
		人体四肢(両手を除く。))における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下			人体四肢(両手を除く。))における比吸収率	毎キログラム当たり四ワット以下

ンマルサットG S P S型及び ンマルサットI o T型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局			
〔2・3 略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔二・三 略〕
〔2ゝ5 略〕
（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 〔略〕
〔2ゝ27 略〕

28 航空機地球局のインマルサットB G A N型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG－D電波を受信する受信装置、インマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される受信装置、インマルサットG S P S型の受信装置及びインマルサットI o T型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
〔29ゝ35 略〕
（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）
第四十九条の二十四 〔略〕
〔2ゝ5 略〕

6 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットI o T型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、二相位相変調又は四相位相変調であること。

ロ 送信速度は、次のいずれかの値であること。

毎秒三、七五〇ビット、毎秒七、五〇〇ビット、毎秒一五、〇〇〇ビット又は毎秒二〇、〇〇〇ビット

二 受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、（一）四〇デシベル以上であること。

三 空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波又は直線偏波であること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第5条関係）
周波数許容偏差の表
〔表略〕

ンマルサットG S P S型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局			
〔2・3 同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔二・三 同上〕
〔2ゝ5 同上〕
（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 〔同上〕
〔2ゝ27 同上〕

28 航空機地球局のインマルサットB G A N型の受信装置並びにインマルサット携帯移動地球局のインマルサットD型のうちG－D電波を受信する受信装置、インマルサットB G A N型のうち主として航空機に搭載される受信装置及びインマルサットG S P S型の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。
〔29ゝ35 同上〕
（インマルサット携帯移動地球局の無線設備）
第四十九条の二十四 〔同上〕
〔2ゝ5 同上〕
〔新設〕

別表第一号（第5条関係）
周波数許容偏差の表
〔表同左〕

注

[1 ～ 31 略]

32 インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)～(4) 略]

(5) インマルサット I o T 型の無線設備 0.1 (10⁻⁶)

[33～58 略]

別表第二号（第 6 条関係）

[第 1 ～ 第 4 略]

第 5 インマルサット船舶地球局、航空機地球局（インマルサット B G A N 型の無線設備に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

[1 ～ 5 略]

6 インマルサット I o T 型の無線設備

(1) 変調信号の送信速度が毎秒 3,750 ビット又は 7,500 ビットのもの 36kHz

(2) 変調信号の送信速度が毎秒 15,000 ビット又は 30,000 ビットのもの 68kHz

[第 6 ～ 第 81 略]

別表第三号（第 7 条関係）

[1 ～ 36 略]

37 航空機地球局の送信設備のうち 1,626.5MHz を超え 1,660.5MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサット B G A N 型に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)～(5) 略]

(6) インマルサット携帯移動地球局のインマルサット I o T 型の送信設備

ア 不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

<u>周波数帯</u>	<u>不要発射の強度の許容値</u>
<u>1,000MHz 以下</u>	<u>任意の 100kHz 幅における尖頭電力が</u> <u>(一) 66dBW 以下</u>
<u>1,000MHz を超え 1,559MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が</u> <u>(一) 61dBW 以下</u>
<u>1,559MHz を超え 1,605MHz 以下</u>	<u>任意の 1 MHz 幅における平均電力が</u> <u>(一) 70dBW 以下</u>

注

[1 ～ 31 同左]

32 [同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[33～58 同左]

別表第二号（第 6 条関係）

[第 1 ～ 第 4 同左]

第 5 [同左]

[1 ～ 5 同左]

[新設]

[第 6 ～ 第 81 同左]

別表第三号（第 7 条関係）

[1 ～ 36 同左]

37 [同左]

[(1)～(5) 同左]

[新設]

<u>1,605MHzを超え1,612.5MHz以下</u>	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-70+23/15(f-1605)$ dBW</u>
<u>1,612.5MHzを超え1,616.5MHz以下</u>	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-55+5/4(f-1612.5)$ dBW</u>
<u>1,616.5MHzを超え1,621.5MHz以下</u>	任意の1MHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-50+4/5(f-1616.5)$ dBW</u>
<u>1,621.5MHzを超え1,624.5MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が <u>(一) 60dBW以下</u>
<u>1,624.5MHzを超え1,625MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-60+5(f-1624.5)$ dBW</u>
<u>1,625MHzを超え1,625.125MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-57.5+12/5(f-1625)$ dBW</u>
<u>1,625.125MHzを超え1,625.8MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-57.2+32/3(f-1625.125)$ dBW</u>
<u>1,625.8MHzを超え1,626MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-50+15(f-1625.8)$ dBW</u>
<u>1,626MHzを超え1,626.2MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 <u>$-47+35(f-1626)$ dBW</u>
<u>1,626.2MHzを超え1,626.5MHz以下</u>	任意の30kHz幅における平均電力が <u>(一) 40dBW以下</u>
<u>1,626.5MHzを超え1,662.5MHz以下</u>	任意の3kHz幅における平均電力がそれぞれ次の値以下 (1) Δf が0kHzを超え25kHz以下の場合 は、次の式により求められる値以下 <u>$-3/5\Delta f$ dBW</u> (2) Δf が25kHzを超え125kHz以下の場合 は、次の式により求められる値以下 <u>$-15-7/20(\Delta f-25)$ dBW</u> (3) Δf が125kHzを超え425kHz以下の場合

	合は、（－）50dBW以下 (4) Δf が425kHzを超え1,500kHz以下の場合は、次の式により求められる値以下 $-50 - 3 / 215 (\Delta f - 425) \text{ dBW}$ (5) Δf が1,500kHzを超え36,000kHz以下の場合は、（－）65dBW以下	
1,662.5MHzを超え1,665.5MHz以下	任意の30kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下	
1,665.5MHzを超え1,670.5MHz以下	任意の100kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下	
1,670.5MHzを超え1,680.5MHz以下	任意の300kHz幅における平均電力が（－）60dBW以下	
1,680.5MHzを超え1,690.5MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下	
1,690.5MHzを超え2,250MHz以下	任意の3MHz幅における平均電力が（－）60dBW以下	
2,250MHzを超え12.75GHz以下	任意の3MHz幅における尖頭電力が（－）60dBW以下	
注1 f は、MHzを単位とする周波数とする。 注2 Δf は、kHzを単位とする占有周波数帯幅の許容値の端からの離調周波数とする。 イ 高調波発射の強度の許容値は、任意の3MHz幅の等価等方輻射電力が（－）38dBW以下である値とする。		
[38～72 略]		[38～72 同左]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に亘った傍線は付記される。		

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特定無線設備等) 第二条 「略」 2 法第三十八条の三十三第二項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 「一 略」 一 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、<u>第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）</u>、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備	(特定無線設備等) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一 同上」 一 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、<u>第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備</u>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。